

「新輸出大国コンソーシアム」 支援機関向けマニュアル

2024年4月更新

JETRO

目次

1. 新輸出大国コンソーシアムとは	p.3
2. 利用の対象となる企業	p.4
3. コンソーシアム利用方法	p.5
3-1. 他機関に顧客企業の支援を依頼する場合	p.6
3-2. コンソーシアム利用企業に支援を提供する場合	p.11
3-3. フィードバック	p.14
4. 企業情報の管理について	p.16
5. お問い合わせ先	p.17

1. 新輸出大国コンソーシアムとは

新輸出大国コンソーシアムは、2016年のTPP合意を契機に形成された、公的機関や地域金融機関、商工会議所など官民の支援機関が協力し、海外展開を目指す中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行う枠組みです。

グローバル市場開拓・事業拡大を目指す中堅・中小企業等が海外展開を図る上では、製品開発、国際標準化から販路開拓に至るまでの総合的な支援が必要であり、官民の機関による様々な支援ツールを効果的に提供していくことが必要です。また海外展開を目指す地方の中小零細企業を支援するには、自治体、商工会や地域金融機関等の連携による地元に着した支援が重要となります。

これらを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムでは、国内各地域の支援機関が連携して企業ニーズに対し適切な支援ツールを提供するとともに、東京だけでなく地方でも協議会等を設け、相互の連携を密にして対応しています。

※ジェトロは新輸出大国コンソーシアム事業の事務局機能を担っています。

2. 利用の対象となる企業

コンソーシアムで支援の対象となる企業は以下の通りです。

- 海外市場の獲得を想定している中堅・中小企業等で、海外展開(輸出・拠点設立等)を具体的に計画している企業
- 本制度の参加機関が提供する支援サービスの利用を希望している企業
- 反社会的勢力及び反社会的勢力との関係を有していない企業

3. コンソーシアム利用方法

企業を受け付けた
支援機関向け

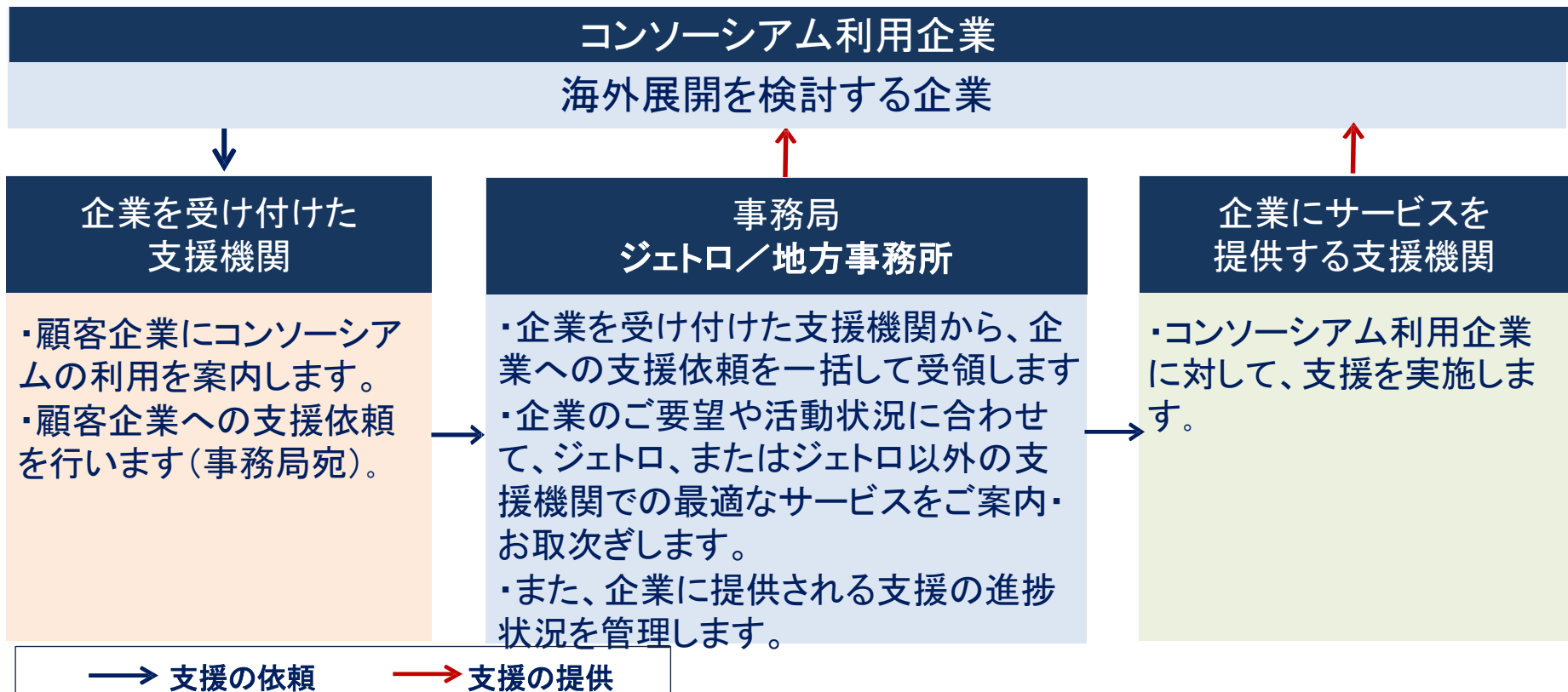
3-1. 他機関に顧客企業の支援を依頼する場合

※顧客企業＝コンソ会員証を発行していない段階の企業

企業にサービスを
提供する支援機関向け

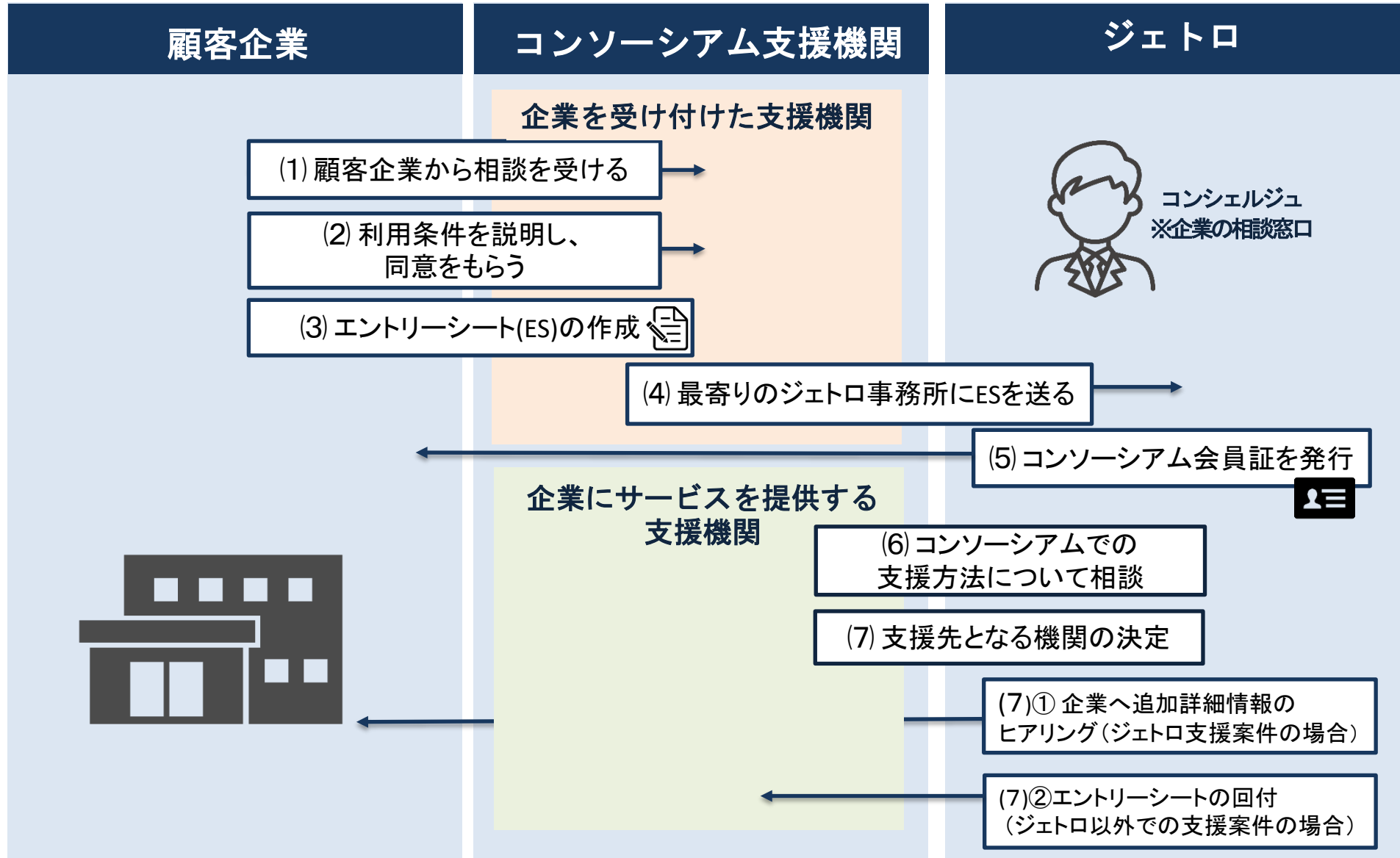
3-2. コンソーシアム利用企業に支援を提供する場合

3-3. フィードバック



3-1. 他機関に顧客企業の支援を依頼する場合

全体の流れイメージ図



3-1. 他機関に顧客企業の支援を依頼する場合 (1)(2)

(1) 顧客企業から相談を受ける

企業を受け付けた支援機関の顧客企業が海外展開の計画や悩み等があり、コンソーシアムに支援機関からの支援を受けることが適切な場合、企業を受け付けた支援機関は顧客企業にコンソーシアムのご案内を行います。

企業を受け付けた
支援機関

ご案内
➔

コンソーシアム
利用企業

企業に是非ご利用をお勧めください！

コンソーシアムを利用するメリット

コンソーシアムを通じて他機関に支援を依頼すると、支援機関によっては利用優遇(※)を受けることができます。また、担当コンシェルジュが企業からのご相談・支援依頼にいつでもご対応します。企業を受付た支援機関は企業への支援進捗状況についてコンシェルジュ・支援機関からフィードバックを受けることができます。(※)コンソーシアム参加各機関内で詳細を検討・決定

(2) 利用条件を説明し、同意をもらう

企業を受け付けた支援機関は、案内書等を用いて、企業にコンソーシアムの説明を行います。本制度利用条件(留意事項、免責事項、守秘義務等)を説明した上で、企業から同意を得ます。企業からの同意書の取得については、企業を受け付けた支援機関の責任において、任意であるものとします。同意書を取得しない場合でも、本制度の利用条件は必ずご説明ください。

3-1. 他機関に顧客企業の支援を依頼する場合 (3)(4)(5)

(3) エントリーシートの作成

企業を受け付けた支援機関は、企業の情報をエントリーシート(ES:Excelフォーム)に入力します。

作成にあたっては企業を受け付けた支援機関と企業が協力して作成します。

(4) コンソーシアム事務局(最寄りのジェット口事務所)へ送信する

企業を受け付けた支援機関は作成したエントリーシートを事務局(最寄りのジェット口事務所)に提出します。送信方法としてはメールが基本となりますが、FAXや郵送での提出も可能です。



(5) コンソーシアム会員証を発行します

事務局はエントリーシートを受領後に、企業を担当するコンシェルジュを決定し、「コンソーシアムエントリー登録番号」を付与し、企業を受け付けた支援機関に通知します。また、コンソーシアム会員証を発行し、企業を受け付けた支援機関を通じて企業に送付します。

3-1. 他機関に顧客企業の支援を依頼する場合 (6)(7)

(6) コンソーシアムでの支援方法について相談します。

担当コンシェルジュは受領したエントリーシートを確認し、企業を受け付けた支援機関のご担当者に連絡します。今後の企業支援の進め方と企業への初回コンタクト方法について相談します。コンシェルジュは支援機関や企業からの要望を基に、具体的な支援メニューをご提案します。

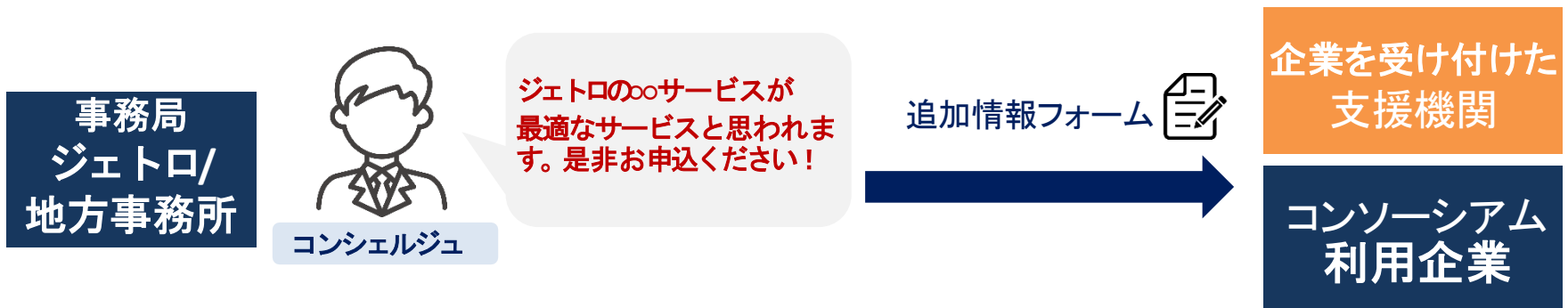
初回の企業訪問や面談に是非ご同席ください！

コンシェルジュが企業に初めてコンタクト・面談をする際には、是非ご同席ください。
(必須ではありません。)

(7) 企業を受け付けた支援機関・企業との相談の結果、支援先となる機関を決定します。

① ジェトロが支援を行う場合

コンシェルジュは具体的な支援メニューへの申込のご案内・お手伝いします。申込にあたり追加情報を頂く必要がある場合、コンシェルジュから支援機関又は企業にフォームをご案内しますので、ご記入の上コンシェルジュに送信ください。



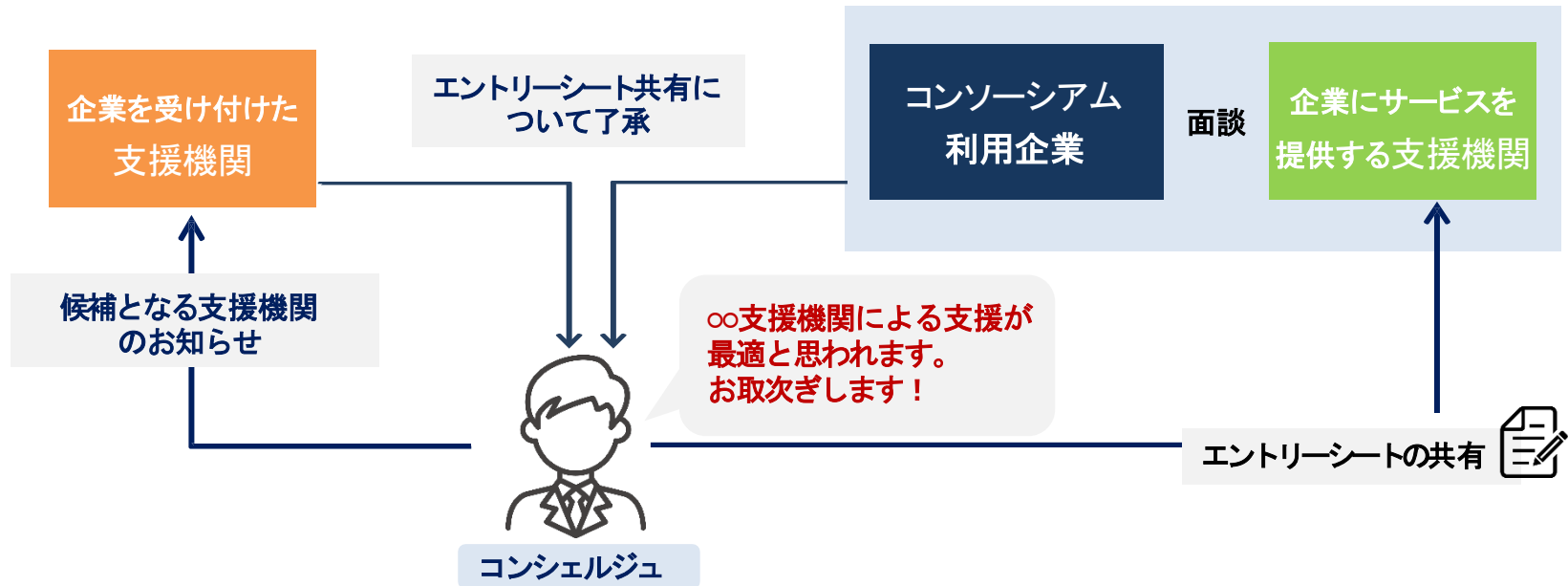
3-1. 他機関に顧客企業の支援を依頼する場合 (7)

(7) 企業を受付た支援機関・企業との相談の結果、支援先となる機関を決定します。

② ジェトロ以外の支援機関に取り次ぐ場合

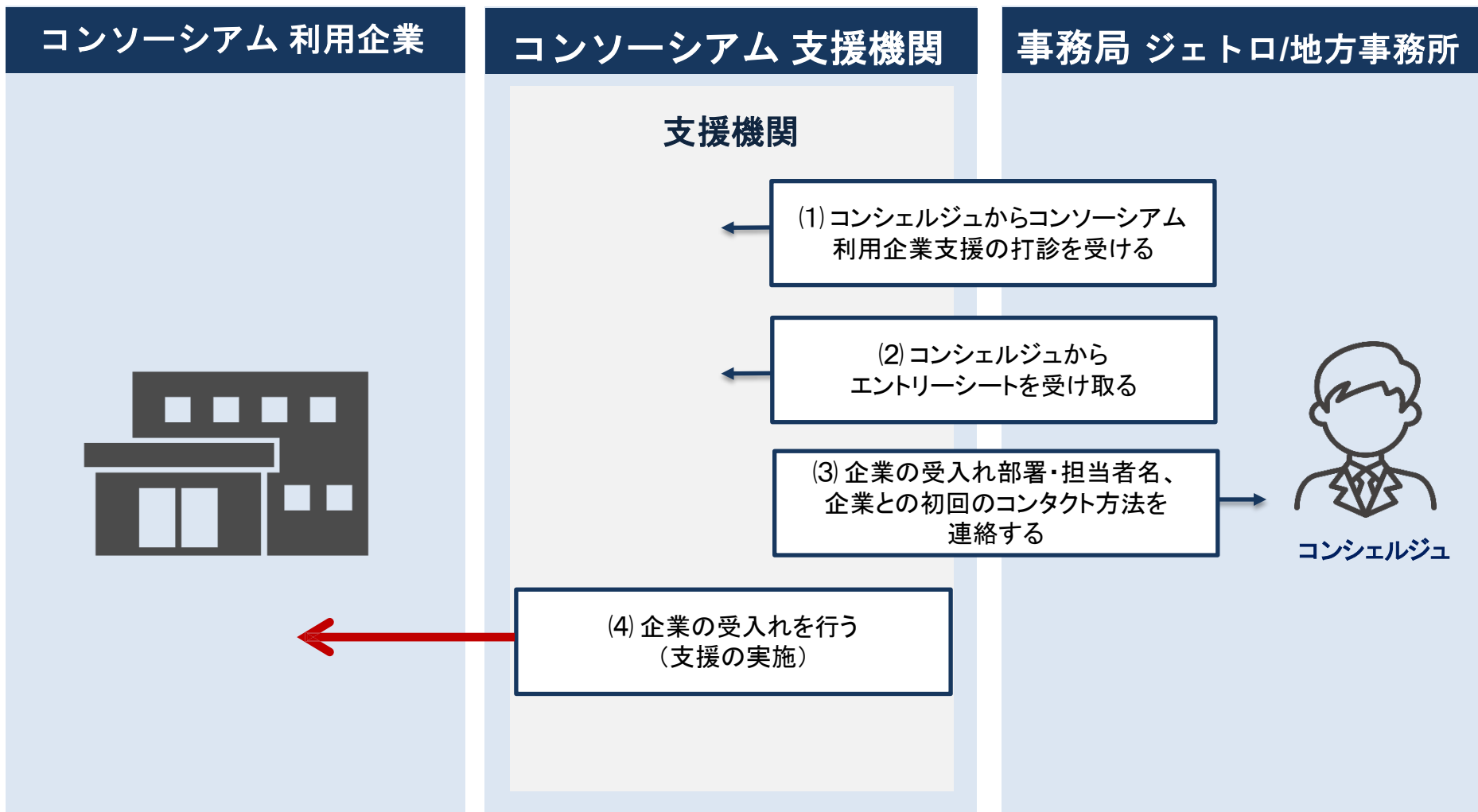
コンシェルジュは支援先候補となる機関と調整し、支援機関が決定しましたら、企業を受け付けた支援機関及び企業にお知らせします。その場合、企業を受け付けた支援機関及び企業に了承を得た上で、コンシェルジュは企業にサービスを提供する支援機関にエントリーシートを共有します。

コンシェルジュは企業に連絡を取り、支援機関との初回面談のアレンジを行います。コンシェルジュは、出来る限り支援機関との面談に同席します。



3-2.コンソーシアム利用企業に支援を提供する場合

全体の流れイメージ図



※(2) 支援機関所定のフォーマット（紹介シート等）がある場合にはそちらを活用

3-2.コンソーシアム利用企業に支援を提供する場合

(1) コンシェルジュからコンソーシアム利用企業支援について打診を受けます。

コンシェルジュは支援機関のコンソーシアムご担当者に、コンソーシアム利用企業の受入れの可能性を探るため、事前に連絡を行います。支援機関のご担当者は、自機関での支援の可否について判断し、コンシェルジュに回答します。

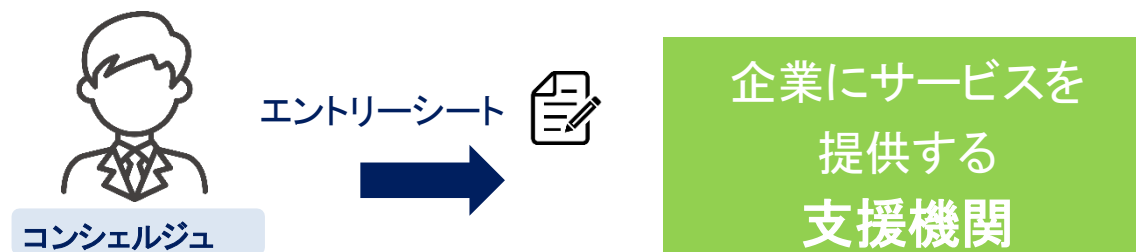
(2) コンシェルジュからエントリーシートを受け取ります。

受入れ可能であれば、コンシェルジュは当該企業のエントリーシート(※)を支援機関のコンソーシアム担当者へ送信します。(原則として、パスワード付きのエクセルフォームでお送りします。

※支援機関所定のフォーマット(紹介シート等)がある場合には、予め事務局に連絡・送付ください。

※注意！

エントリーシートは大切な企業情報となりますので、外部への漏洩が無いよう、情報管理の徹底をお願いします。



3-2.コンソーシアム利用企業に支援を提供する場合

(3) 企業の受入れ部署・担当者名、企業との初回のコンタクト方法をコンシェルジュに連絡します。

支援機関のご担当者は、コンシェルジュから提供されたエントリーシート等を確認します。その上で支援機関内で企業を受け入れる部署及び担当者を決定し、コンシェルジュに電話やメールで連絡をします。また、支援機関と企業の初回のコンタクト方法(面談など)をコンシェルジュに伝えます。コンシェルジュは上記の情報を企業に連絡し、初回の面談日程などの調整を行います。

(4) 企業の受入れを行います。

事務局はコンソーシアム会員証を企業に発行します。企業にサービスを提供する支援機関は、企業と初めてコンタクトをする際にコンソーシアム会員番号(※会員証に記載)をご確認ください。支援機関担当者は、企業との面談を行い、支援機関で提供する具体的なサービス内容を検討します。なお、面談には出来る限りコンシェルジュも同席させていただきます。



(お願い)

コンソーシアム利用企業からの支援依頼を受けた場合は、極力優先的に企業の受入れを行うよう、お願いします。

3-3.フィードバック

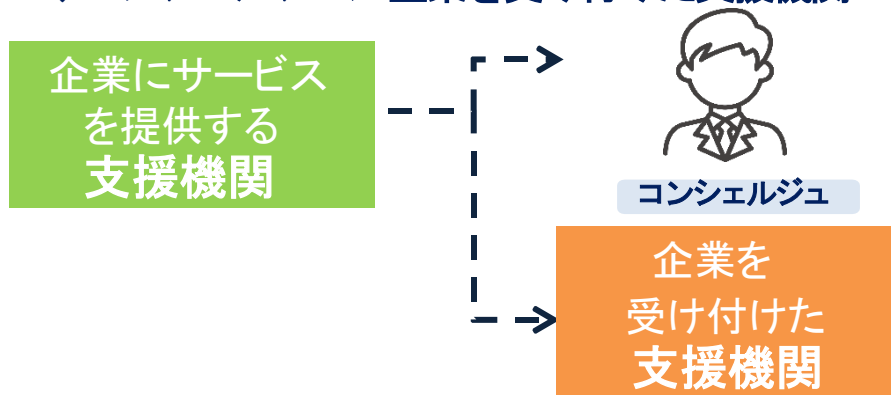
①ジェトロが企業を支援した場合

コンシェルジュ→企業を受け付けた支援機関



②ジェトロ以外の支援機関が企業を支援した場合

企業にサービスを提供する支援機関
→コンシェルジュ/企業を受け付けた支援機関



- 内容:
支援を行った日付、支援企業名、支援内容、支援の進捗状況等
- 手段:
電話、面談等
- フィードバックの経路（誰から誰へ）:
①ジェトロが企業を支援した場合：
コンシェルジュ→企業を受け付けた支援機関
②ジェトロ以外の支援機関による支援の場合：
企業にサービスを提供する支援機関
→コンシェルジュ/企業を受け付けた支援機関
- 頻度:
支援の進捗に合わせて適宜対応。

（お願い：企業を受け付けた支援機関の方へ）

支援機関からのフィードバックがない場合は、コンシェルジュ・企業にサービスを提供する支援機関に問合せを行うなど、進捗状況の把握に努めるようお願いいたします。

また、今後の支援内容についての要望やご意見などがある場合は、コンシェルジュにお気軽にご連絡ください。

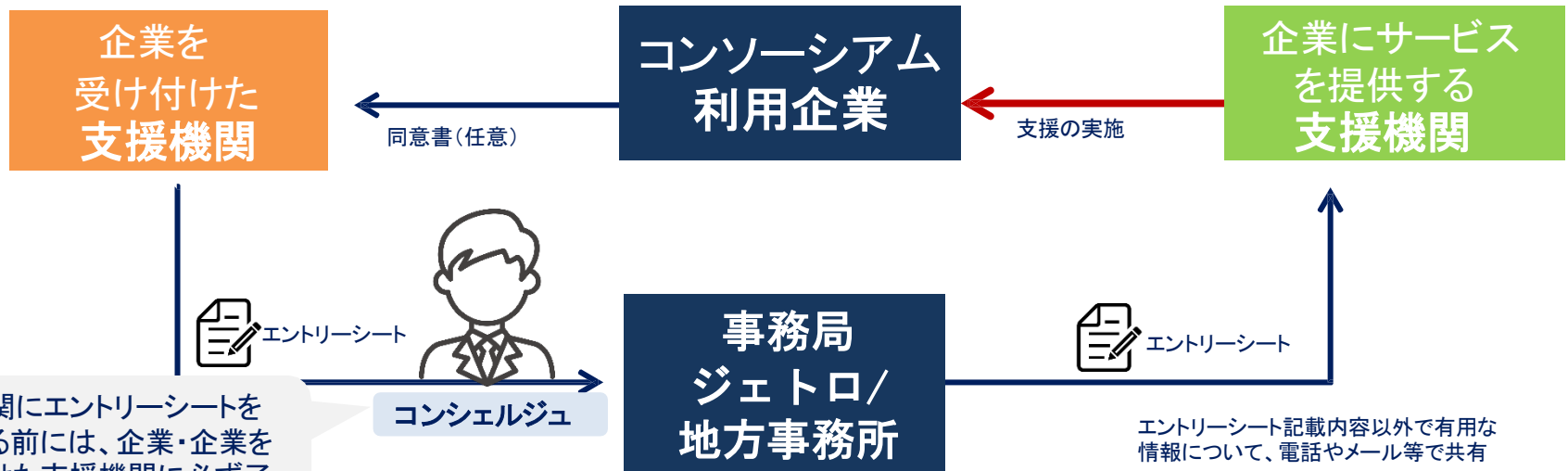
（お願い：企業にサービスを提供する支援機関の方へ）

適宜、企業を受け付けた支援機関及びコンシェルジュにフィードバックを行うようお願いいたします。

4. 企業情報の管理について

- コンソーシアムを利用するには、利用を希望する企業及び企業を受け付けた支援機関の同意の下、エントリーシート等を利用して事務局に企業情報の共有を行います。企業からの同意書を取得する必要性については、企業を受け付けた支援機関の責任において、任意で行うようお願いいたします。同意書を取得しない場合でも、本制度の諸条件は必ずご説明ください。
- 事務局は、企業を受け付けた支援機関から提供されたエントリーシートの内容について、支援機関の事前の了解なく第三者に開示しません。
- エントリーシートに記載されない内容で、サービス提供において有用な追加情報があれば、企業・企業を受け付けた支援機関・コンシェルジュの判断により、電話やメール等の手段を用いて、企業にサービスを提供する支援機関に情報共有します。

有用な情報例: ビジスマッチング支援において、マッチングを希望する相手企業の詳細情報、企業が困っていることなど



5. お問い合わせ先

新輸出大国コンソーシアムについてのお問い合わせや
ご意見は、ジェトロまでご連絡ください。

Email: odb-renkei@jetro.go.jp

TEL: 03-3582-5311

(ジェトロ 海外展開支援部 支援機関連携窓口)